

# 「児童手当」について



児童手当は、家庭生活の安定と児童のすこやかな成長を目的として支給しています。

## 1. 受給できる方

中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日）までの日本に住んでいる児童（留学の場合を除く）を養育しており、神戸市で住民登録をしている父母等。（児童が父母等に養育されていない場合は、一定の要件を満たす養育者等。）

- **父母ともに児童を養育**している場合、原則として**所得の高い方**が受給者（児童手当の受取人）となります。
- **離婚又は離婚協議中**の父母が別居している場合、**児童と同居している方**が受給者となります。  
手続きが必要ですので**必ずご相談**ください。（手続きが遅れると手当を受給できない月が発生します。）  
※離婚協議中とは、離婚調停に着手している状態であり、夫婦間の話し合いだけでは該当しません。
- **養子縁組をした場合**、父母のうち所得が高い方に**受給者を変更**する必要がありますので、**必ずご相談**ください。（手続きが遅れると手当を受給できない月が発生します。）
- 児童福祉施設等に入所している児童については、施設設置者等に支給します。

## 2. 支給額(児童1人あたり)と所得制限

《所得制限限度額表》

		所得制限未満 「児童手当」	所得制限以上 「特例給付」
3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～ 小学生	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

扶養親族等の数	所得制限限度額	給与収入の目安額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

＜出生順位の数え方＞

18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまでの児童のうち、最年長の子を「第1子」、以後「第2子」「第3子」と数えます。



## 3. 支払方法・支払日

6月、10月、2月の10日（土日祝の場合は、その直前の平日）に、指定の口座に振り込みます。

\*支払の通知はいたしませんので、支払日以降に通帳でお確かめください。

\*支払は4か月に一度まとめた支給になりますので、ご注意ください。

支払日	内 訳			
6月10日	2月分	3月分	4月分	5月分
10月10日	6月分	7月分	8月分	9月分
2月10日	10月分	11月分	12月分	1月分



### ●お問い合わせ先●

神戸市総合コールセンター：078-333-3330（年中無休 8:00～21:00）  
住所地の区役所・支所の子ども福祉係（平日 8:45～17:15、12:00～13:00 は除く。）  
神戸市の児童手当のホームページもあわせてご覧ください。  
URL：<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/support/b016.html>



神戸市 児童手当 検索

＜裏面もご覧ください＞



出生・転入などにより、神戸市で新たに児童手当の支給対象となられた場合は、誕生日や前市区町村からの転出予定日の翌日から15日以内に認定請求の手続きが必要です。

**\*手続きが遅れると手当を受給できない月が発生します。**

\*以下の4、5の請求、届出は郵送受付に対応しております。詳細は神戸市の児童手当ホームページをご覧ください。

#### 4. 請求手続きに必要なもの（※）個々の状況により、下記①～⑤以外の書類が必要な場合があります。

- ①印鑑（請求者または配偶者の氏名を代筆する場合）（認印可。スタンプ印不可。）
  - ②請求者（または代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
  - ③請求者名義の銀行預金通帳等（金融機関名・支店名、預金種目、口座番号、名義がわかるもの）  
\*ゆうちょ銀行の場合は振込用口座の「店名・預金種目・口座番号」の印字がある通帳
  - ④請求者の健康保険被保険者証等  
\*国民年金のみに加入している方は不要  
\*国家公務員共済組合または地方公務員等共済組合に加入の方は必ずコピーの提出が必要
  - ⑤請求者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票）  
\*請求時に神戸市以外で住民登録されている配偶者と児童がいる場合はマイナンバーの記入が必要です。  
\*マイナンバーによる情報連携（課税情報、住民票情報の公用照会）ができない等の場合、扶養親族数や所得控除額の記載がある所得証明書、児童の属する世帯全員の住民票（省略のないもの）の提出が必要となります。
- （※）請求者と児童の住所地が異なる場合は、別居監護申立書の提出が必要です。（ホームページに掲載しておりますが、窓口にもご用意しております。）



#### 5. 以下の場合、請求・届出が必要です。手続きが遅れると手当を受給できない月が発生します。

児童が増えた場合	誕生日、養子縁組日等の翌日から15日以内に、増額請求をしてください。 *注意：出生届の手続きとは別にこども福祉係窓口で増額請求の手続きが必要です。
受給者が死亡した場合	死亡日の翌日から15日以内に、児童の新たな養育者が認定請求をしてください。 <b>未払いの児童手当があるときは、未払い請求をしてください。（児童の通帳等をご持参ください。）</b>
市外へ住所が変わった場合	下記のその他の届の（1）とともに、転出予定日の翌日から15日以内に、新住所地の福祉事務所等の児童手当窓口へ請求手続きをしてください。
その他	次の場合は、 <b>すぐに</b> 届出をしてください。 （1）受給者・配偶者または児童の住所または氏名が変わったとき （2）児童が死亡したとき （3）児童を養育しなくなったとき（例：離婚したとき、受給者が拘禁されたとき） （4）児童が児童福祉施設等に入退所したとき （5）受給者が公務員（独立行政法人職員や出向・派遣職員の方を除く）になったとき （6）振込銀行や口座番号が変更になったとき （7）受給資格にかかわる所得の更正または決定があったとき （8）受給者が父母指定者、未成年後見人でなくなったとき *その他児童の養育状況に変更があった場合、住所地の区役所・支所（福祉事務所）の児童手当窓口で相談・届出をしてください。 <b>*市民課の各種届出と同時に、必ず児童手当窓口でも手続きをしてください。</b>

\*原則、請求日の属する月の翌月分から支給となります。受給資格があっても認定請求及び額改定請求がなかった場合は、さかのぼっての支給はできませんのでご注意ください。また、受給事由消滅届の提出が遅れた場合、資格喪失した月の翌月以降の分として支払われた手当は返還していただきます。

#### 【現況届について】

児童手当の受給者は毎年6月に「現況届」（児童の養育状況確認のための届）の提出が必要です。6月初旬ごろに現況届を郵送しますので、6月30日までに提出してください。提出がない場合、6月以降の手当は差止めとなり、手当が受けられなくなる場合があります。現況届の審査の結果、受給者変更が必要となる場合があります。連絡があった場合はお手続きをお願いします。